

1 書面開催概要

(1) 書面送付

令和5年（2023年）11月14日付け子政第785号

(2) 意見提出期限

令和5年（2023年）11月22日（水）

(3) 書面送付先

北海道子どもの未来づくり審議会委員 全15名

別紙「令和5年度（2023年度）第3回北海道子どもの未来づくり審議会 委員名簿」のとおり

2 審議事項

- (1) 北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）素案（案）について
- (2) 子どもの意見を道の施策に反映させるための取組について

3 委員からの意見等及び事務局回答

以下のとおり

<審議事項1：北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）素案（案）について>

【山田暁子委員】

○困難女性支援計画第3章 2. 被害者の発見や相談体制の充実について

基本計画（素案）24ページ「④その他関係機関との連携」の連携先として、「弁護士会」も加えていただくことをご検討ください。（前回会議（困難女性支援部会）では会議終了後の意見となり議事録には残っていませんが、お伝えさせていただいた件です。）

実際に、札幌弁護士会では、道立女性相談援助センターの電話相談、面談相談を担当しており、また、保護命令・離婚等の法的手続きが必要な入所者の方の個別相談もお受けしています。今後、各振興局や自治体の女性相談員さんと連携し、法的支援が必要なケースについては個別に相談対応できる体制を構築できると良いと考えています。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

いただいた御意見を踏まえ、文言の追加について検討してまいります。

【野村委員】

○困難女性支援計画第1章3. 基本目標について

目標達成が困難な項目も一部あると思われます。それぞれ各項目の疑問点等を下記に記載します。

①女性相談支援員の配置人数

- ・現状の配置数（12市）から全市町村配置の計画は、可能なのでしょうか？
- この目標達成のための新たな予算措置等がありますか？

②協働する民間団体数

・現状の民間団体不在の7振興局に対して、北海道としてどのような支援方策を行っていく予定ですか？

③支援調整会議設置市町村数

・現状の設置・未設置市町村数は、それぞれどのくらいあるのですか？

未設置市町村に対する北海道の支援方策について、具体的にどのように進めて行く予定ですか？

④相談支援担当者の研修受講率

・新規配置数によって研修受講人数も変動すると思われます。今後の研修実施計画策定についても必要と思います。

⑤相談窓口の認知度

・認知度を高める方策は是非とも必要と思いますが、現状の相談窓口体制に見合った広報活動が求められると思います。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

①女性相談支援員の配置人数につきましては、目標の達成に向けて、各市町村への働きかけを行ってまいります。また、財政的支援については、国の補助制度がありますので、制度の周知を図ってまいります。

②協働する民間団体数につきましては、まずは、地域で活動している支援団体等について情報収集を行い、先駆的な取組をしている民間団体の活動内容を紹介するなど、立ち上げを支援してまいります。

③支援調整会議設置市町村数につきましては、支援調整会議は、令和6年4月施行の困難女性支援法により新たに規定されたものです。道でも設置する予定であり、必要に応じて、構成メンバーや会議の運営方法等について、市町村に助言してまいります。

④相談支援担当者の研修受講率につきましては、いただいた御意見を参考とさせていただきます。

⑤相談窓口の認知度につきましては、いただいた御意見を参考とさせていただきます。

【山田園子委員】

根本からの解決を目指す推進のポイント

(この内容は、困難を抱える女性の問題だけでなく、子どもの未来づくり全体に有効な重要ポイントと考えます。)

すべての暴力から自分を守る教育の計画

○幼児からの計画的な人権教育カリキュラムの実施

・家庭内の当たり前→広い目を持った人権尊重や暴力追放の考え

何が暴力なのか、なぜ起こるのか、誰もが被害者にも加害者にもなり得る。

上記のことをどこかに入れてほしい。

この事がこれからの世代の暴力をなくしていく力になり、10代20代の暴力被害者に気づきと勇気を与え、相談・行動するという自分を守る力に結びつくと考えます。

デートDVについても、子ども達のカリキュラムに必要なこと。自分を大切に思う心、人を大切に思う心を持つ必要がある。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

いただいた御意見につきましては、今後の計画推進において参考とさせていただきます。

【山田智子委員】

①民間の活動との連携

道立女性相談援助センターが中心となりつつも、「民間の活動との連携」が必要不可欠と感じます。

お題目で終わらないように具体的にピックアップすることが大切と思うので、民間の活動の発掘および補助金等の経済的な支援なども盛り込んではいかがでしょうかと思いました。

私がかかわる地域子育て支援拠点「子育て拠点をてん」でもDVの相談があり、民間支援団体の方に説明をお願いしたことがありました。

②DV加害者更生プログラム

上記のDV被害者支援団体の活動の一つとして、民間で先駆的に行っている団体があります。

③被害を受けた乳幼児親子の地域の受入先

保育所や学校ばかりでなく、地域子育て支援拠点等も重要な受入先となると思いますので、関係各所との情報の共有や研修等の実施が必要不可欠と思われます。

④P26①7行目

「学習機会の確保などの保育支援等」これは正しくは、「学習機会の確保などや保育支援等」なのではないのでしょうか。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

①民間の活動との連携につきましては、今後の具体的な支援策等を検討する中で、参考とさせていただきます。

②DV加害者更生プログラムにつきましては、参考とさせていただきます。

③被害を受けた乳幼児親子の地域の受入先につきましては、参考とさせていただきます。

④P26①7行目につきましては、御指摘を踏まえ、文言を修正いたします。

【田中紀恵委員】

計画自体、とても良いと思います。計画が計画で終わらないために、いくつか意見を述べさせていただきます。

①P9（2）課題①とP10 居場所の提供 に関連して

支援を必要とする人が必ずしも相談に来ることができる状況ではありません。

課題としての推測通り、「相談者が少ない」＝「相談者がいない」のではなく、相談できていない人をどう救っていくか、が重要です。居場所とされるところへ来た方たちと相談窓口の連携が必要かと思いますが、そこで、相談者の不利益にならないようにすることが重要です。

②P13（7）同伴児童等への支援 に関連して

DV（暴力だけでなく暴言も）を目の当たりにしている子は、虐待を受けていることと同じです。丁寧な対応が重要と考えます。

③P19（1）被害者の発見や相談体制の充実 に関連して

記載されている「早期発見と安全確保」は重要です。そのために各機関の連携を密に、かつスムーズに行うことが必要と考えます。

④全体を通して

このような計画を実行されるときに懸念されるのは、「手続き」などで、事が迅速にすすまないことです。せつかくの良い計画なので、支援を必要としている方が、何も心配することなく必要な支援を受けられるように、スムーズかつ慎重なとりくみを期待します。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

①P9（２）課題①につきましては、いただいた御意見を参考に、計画推進を図ってまいります。

また、P10（２）居場所の提供につきましては、御指摘の点も踏まえ、居場所の確保を図ってまいります。

②P13（７）同伴児童等への支援につきましては、御指摘の点を踏まえ、丁寧に対応してまいります。

③P19 ２．被害者の発見や相談体制の充実につきましては、御指摘の点も踏まえ、被害者の早期発見と安全確保に努めてまいります。

④全体を通していただいた御意見につきましては、御指摘の点も踏まえ、計画推進を図ってまいります。

【平井委員】

①P.2（５）対象者の定義等

これだと、経済的困窮や孤立・孤独などの当事者が、自分は「困難な問題を抱える女性」と認識しにくく、支援の対象とならないと思ってしまうのでは。

性的な被害、家庭の状況、経済的困窮や健康状況、孤立・孤独の状況、その他の様々な時事用によりと、具体的に記載してほしい。

②P.14 ④居住支援

単身女性は賃貸住宅での居住が多く、経済的困窮などで家を失う不安、家賃を支払うことでの収入の半分以上が住居費などの状況にある方も多い。

取組に民間団体との協力に含まれるとは思いますが、○居住支援法人を入れてほしい。

この制度を知らない方も多いので。

③P.32（２）加害者の更生

更生という表現ではなく、「DV被害者の為の加害者プログラム」

加害者プログラムは、同じ加害者から複数の被害者を生まないために必要であること。

加害者を治すのではなく、自分の行動発言が対等な関係でないという事を学んでもらう場
依存症のグループワークの様に、同じ状況の第三者とのワークによって間違った行動に気付かせる。

同時に、被害者もDVについての知識と対等な関係性を学ぶことが必要。

アルコール依存症などと一緒に、ずっとグループワークを続けることが暴力への抑止になる。

【取組】

○北海道で実施している団体へのヒアリング

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

①P.2（５）対象者の定義等につきましては、御指摘の点を踏まえ、文言の修正について検討して

まいります。

②P.14 ④居住支援につきまして、御意見をいただいた項目については、取組への文言の追加について検討してまいります。

③P.32 (2) 加害者の更生につきましては、指摘を踏まえ、項目名及び取組については再度検討してまいります。

【明石委員】

コミュニティ、SNS を通して育児中の皆様に抱えている問題についてお聞きしました。

その結果

・DV 被害を受けている場合、相談をする順番や場所が正しくないと、望んだ支援が受けられないケースがあること。

・子育て中の女性は相談する時間が持てないことが挙げられました。下記に、さまざまなケースの女性の困りごとについてまとめます。

<支援が必要な事柄>

・相談窓口のカルテ連携。違う窓口で何度も状況説明をすることに、精神的ストレスを感じてしまう女性が見受けられた。他部署間での相談内容の連携があれば、防ぐことができる。プライバシーの観点から共有は難しい点もあるかもしれないが、本人の同意を得たら可能にするなど、部署の垣根をこえた支援が必要。

・どこに相談すればいいのかわからず抱え込んでいる女性に向けて、チャート式での相談窓口案内など、視覚的にわかりやすい案内が必要。

・DV やモラハラ被害から、離婚を考えた時に、どこに相談し、どのような手続きから必要なのか情報を、まとめたガイドブックが必要。

・プッシュ型の情報発信。情報を取りに行けない女性も多くいるため、相談窓口や、相談の方法を丁寧に発信する場所、方法が必要。

・経済的 DV や社会的 DV を受けており、金銭的な余裕がなく、その状況から抜け出せない女性に向けた支援が必要。

・センシティブな話題ではあるが、情報交換の場所が必要。(いざ、必要になった時に知らないことが多いという声が多数あった。例:DV 被害の証拠写真の撮り方「顔まで写っている方が良い」等。)

・児童手当の受け取り名義変更に関して、別居して離婚の話をしている間に児童手当の手続きができず、夫へ振り込みをされて、子どものためのお金なのに使われてしまうパターンがある。

・DV やモラハラ被害の内容の説明や発信が必要。「自分が我慢すればいい」と思っている方や、どこまでの被害で被害と言えるのかわからないという声があった。

<必要な支援だと考えた背景>

ケース①DV 被害にあっていた女性のケースで、警察に相談の電話はしていたが女性相談の窓口についておらず、どちらにも相談していないと DV の証明が受けられず、DV の証明が受けられないことによって、夫から逃げた際に、子どもの保険証が夫の手元にある状態で保険証を自身のものにできず、保険証がない状態で子どもの受診をする他なかった。

ケース②モラハラ被害にあっていた女性のケースで、相談するタイミングがわからないという声

があった。夫が自宅にいる際は相談の電話ができず、自身の仕事でも難しい、また 帰宅途中は子どもの送迎で難しいなど、相談する時間の確保ができず、相談までの時間が 長引いてしまった。

ケース③DV 被害の女性で、警察、女性相談窓口で相談をする際に同じ話を何度もしなければならぬことに精神的ストレスを感じた。

ケース④夫から、子どもに性的虐待の疑いがあった女性が電話相談があることは知っていたが、相談することによって得られることがわからず、相談までの期間が長引いてしまった。

ケース⑤日常的なモラハラ被害にさらされていた女性で、日々「ばかだな」「何もできないくせに」との言葉を浴びせられ、自己肯定感が下がっている中、自分から行動を起こし 情報をとりにいけなかった。

ケース⑥モラハラ被害にあっていた女性で、義母も味方になってくれず、孤立し、自分が 悪いと思ひ込み、相談に行けなかった。

ケース⑦DV 被害にあった女性。「昼逃げ」という言葉があり、夫から逃げるため、昼のうちに荷物をまとめ逃げた。逃げた後、子どもの保育園が決まらず就労ができなかった。後から DV の証明をとっていれば、保育園に優先的に入れることを知った。

ケース⑧DV 被害の女性。夫がアザにならないような殴り方をしてきたため、警察に相談に行った際に証拠がなかった。いざという時に証拠を残しておかないといけないということにまで気が回らなかったため、証拠が出せずに困った。

ケース⑨DV 被害の女性。シェルターがあるのは知っていたが、どんな人が入れるかわからず、自分が当てはまると思わなかった。またどこまでの被害を受ければ入ることができるのかわからず、相談ができなかった。

ケース⑩DV 被害から夜逃げをした女性。保護命令があれば、引越しまで夫を遠ざけることができたことを後から知り、本来、夜逃げなんてしなくてよかったと知った。知らないから出来なかった。

ケース⑪病気で夫を亡くした。どんな手続きをすれば良いのか、自分で調べなければわからず困った。

ケース⑫モラハラ被害女性。児童手当が夫の口座に振り込まれて使われてしまっていた。対処方法がわからなかった。

このようなケースから、困難な状況にある女性は、その女性自身が困難な状況にあることを認識できていないケースが多く見受けられた。「普通」のガイドラインがわからないため、このくらいのことは我慢した方がいいのかと DV やモラハラ被害を受け入れている ケースもあった。

この状況を解決していくためには、困難な状況にある女性が自分で情報を調べなくても目に入る

ところで情報を知ることができる、情報を「渡しにいく」施策が必要だと考えます。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

いただいた御意見につきましては、今後の計画推進において参考とさせていただきます。

<審議事項 2 : 子どもの意見を道の施策に反映させるための取組について>

【山田暁子委員】

資料を紙配布している公立学校については教育委員会から全生徒配布を指示していただくとともに、データ配信している学校にはデータで送付していただくのが良いと思います。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

資料の配布方法につきましては、道教委を通じ、各公立学校の実情に応じた方法により配布いただくよう依頼しています。

【野村委員】

大変良い取組であると思います。

資料 2-2 のとおり、今後、さらに工夫を凝らし、積極的な取組となるよう大いに期待します。

また、現在検討中の「子ども部会」についても、本件をベースにして再構築していくことになるのでしょうか。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

子どもの意見を道の施策に反映させるための取組を実施していく中で、子どもや若者の意見を聞きながら、より良い取組となるよう検討してまいります。

子ども部会につきましては、今回御意見をいただいた「子どもの意見を道の施策に反映させるための取組」も踏まえ、引き続き、在り方について検討してまいります。

【山田園子委員】

どのような仕組みが良いのかまだわかりません。

まず、やってみてから考えましょう。

小・中・高からどのような声があがってくるのか、こないのか。その都度、良い考えを出し合いましょう。

【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

子どもの意見を道の施策に反映させるための「仕組み」を実施していく中で、子どもや若者の意見を聞きながら、より良い「仕組み」となるよう検討してまいります。